

1955. 2. 22 ~

(1955. 2. 27 読地裁 T)

一九八四  
意味に……して書描してあります。

一九六九年の、大争闘争の過程で、神戸大争闘は私を告訴

し、(その刑事公判は後述するよう、現在も控訴の審判階)

か、懲戒免職処分を公然とした。この処分は訂して私

は、事院に謝罪と審査を請求したのです。私の方針

(代理人弁護士を多くに依頼せず、その審判が法的には全員、

代理人に在る)に恐怖した。事院は、一九七一年に神戸で公判

審理を向好した。その直後に中断し、私の方針の再向要求にも

かかわらず、十年向も審査を放棄して来ました。これは刑事

公判における長期留置の実刑の先取りであると同様に、こ

の、実質的追認と実現といふべきです。

一九八一一年に私たちは、人事院と国に訂して行政不作為確認

と賠償請求の提訴をおこなった。一言は訂して代理人弁護士

の提訴を得た。その……二……と……文書作成の提訴



によつて、法律を支配して来ました。一言に於いては人事院と國  
は敗訴直前まで進いつたが、カリンの二人、人事院の法律を耳  
肉に知命を承認するといふ判定を女し、東京の裁判十一民事  
部はこれによつて許し利益は消滅したとして許を之未却(國  
賠にいつては却下)したとす。

こゝよりな、無理の仕方自体を批判し、ついで私々には判決直前から  
判定自体の取消を言ひ、許の持続を試み、  
地裁才十九民事部へ僅量とせうか、  
許の追加(部)は

あるといへ、総体の批判を控訴審で展開し、ついでこゝとして来ました。  
とこで民法才六四五年、才七一年、才七五年には、補則が加  
独立當事者参加、共同訴訟参加の規定があり、  
戸大才六四五年、才七一年、才七五年には、補則が加

如言部 大才六四五年の 語法資料の空

に於いて、こゝらの文不確を駆使して

2  
全ての斗争参加者を代理人として登場させる方針をとつて来た  
ました。これは刑事訴訟に於いて一九七〇年十一月の裁判以来  
私に於ける



おこなつてきた復讐被害因の組織論、民事への応用でもま  
ります。

・前記の控訴を審理することになつた東京高等裁判部  
(裁判長 小堀 勇) は、第一回公判に於いてすでに前記の  
方針に強し豊和を示し、私たちが主張（そして、本人訴訟  
が争点であるという前提）に反して

全く証拠論をなさず、本人尋問を之排除して一面的に  
結論を宣言したのです。

一九八五年一月二日付で私たちが忌避を申し立てまし

たが、判決の強行の可能性も想定してハニニ法廷へ各々  
判断でそれそれ参加した。松下は法廷外の場示扱は、自分

事件者かかつてまいりて、忌避により判決が中止されたものと  
考へつつ、公判の場に入廷してけると、尚ほ後、振き直しの  
私事件の審理が迅速によつて公判で済まされた。

3  
松下が忌避によつて判決は中止ではなかつた、と内々と  
裁



判長は、それについて説明し「と」へたのび、松下が控  
訴人席に「と」と、裁判長は「忌避権の乱用と」を以て  
簡易却下する。と発言。松下は「刑罰法第二四条に  
は簡易却下があり」とも、民法にはそれと該當する  
ものはない。かりに該當適用するとしても法律的に論議  
の多し程度で足り、それを強行しよとすると、訂忘する。  
即時攻撃(高裁段階)のため刑罰法中四二八条による異議  
を申し立てる。と発言。一、準備してある申立書と、提出  
しよとしました。と、この外、忌避権の濫用の経験もよく、いたす  
判決をいそぐ裁判官は同時に、同新証に参加申立  
を亦二名、た女性が判決朗読加、判決文を自主管理したと  
いふ、一、裁量現場、私と、性を退却拘束し、刑罰法に  
最高刑の二の目的の監禁 五十年 と 并 七 以上 の 立 合 要 求  
を監視し、反 論 の 機 会 を 与 え ず 決 定 す と 言 い 渡 した と す  
、十 五 分 一 二 月 二 五 日 に け 目 を 許 状 を 九 ノ 内 署 へ 持 込



命令、持続は、東京高等裁判所、反動的な判決強行を既成事実化  
 するためだけに不意な出来事ではなからず、一月下旬から二月  
 下旬にかけて、松平を大阪へ移駐して四回にわたる審判中  
 審理をかけた大阪高等裁判所（一九二九年から三二年にかけての七個  
 の刑事事件）の結果、強行、東京大の自主管理を認め、A三六七  
 資料室に属する国側（（法律顧問））の妨害排除請求（（法律顧問））の一、二、三、  
 と二、一強制執行（規約を使用中の幼退を含む）全員の退去  
 力の排除）、三、二五。東京大裁判部（人事院の決定取消請  
 求等）の判決強行という一連の反革命行為は、もっぱら組織されて  
 るが明らかです。私たちが主眼で反動勢力の反り手すべし注目と  
 是非をお話しします。

一九八五年二月二二日

松平 昇

